

テムづくりが必要となっている

- ・ 専門性のある人材が確保できれば賛成
- ・ 児童虐待等の児童問題相談は増加しており、権限の一部委譲により専門機関との連携をさらに深めるとともに、問題の解決支援の充実はそれぞれの地域を中心にすべきと考えられるため
- ・ 市民に直結する行政は、市町村に権限を付与すべきと考えるから。末端からの地方主権が地方分権と思うから。ただし、財源の委譲も当然おこなわれるべきである
- ・ 現在の児童相談所のケース数が増加の一途で、対応に追われ予防的かかわりまで手がまわらないため
- ・ 住民の身近な地域に委譲されるのは、やむを得ないと思われる
- ・ 身近な市町村の方が、相談業務（内容）が充実すると考えるため
- ・ 地域での迅速な対応ができるため。ただし、それなりの専門知識、経験が必要である
- ・ 住民に対し、身近な市町村・地域で支え合うことで相談援助活動がスムーズに実施できる
- ・ 住民により身近な市町村であれば対応が早い。ただ、専門性やマンパワーの部分で不安を感じる
- ・ 専門性のある人材を確保していただければ、母親が出向く距離、時間が短縮でき利用しやすくなると思える
- ・ 住民に身近な地域で相談できるメリットがあるが、そのための整備は必要
- ・ きめ細やかな対応ができる。ただし、対応する人数や専門性が必要
- ・ 市町村の方が、子どもの状況を把握しやすいため。ただし、小規模自治体では保護者が相談しづらい状況にあり、どちらともいえない
- ・ 身近な市町村で早急に対応できる（ただし、専門性が求められるが）
- ・ 小回りのきく対応が可能であり、より住民のニーズに合ったサービスが提供できるため。それだけに、財源と人材の確保と、行政職員への理解が欠かせないと思う
- ・ 住民と一次的に対応できる。専門性は児童相談所にておこなう

#### (10)「市町村への分権化へ反対」の理由

- ・ 虐待等のケースの場合、家庭への介入の権限はあくまでも児童相談所等にあるため、今までどおり行うべきである
- ・ 普段の仕事も大変なのに、仕事ばかり増えるし人手が不足で大変に思う
- ・ 専門的なことについては、現状では対応することが困難
- ・ 町村規模の場合、各相談内容の件数が少なく、専門性を保てない。また、困難な相談に対応できる専門職も確保できない
- ・ 委譲されるもののうちには、市町村で対応しきれないものもあるため（人的および財政的に）

- ・ 市町村が対応するようになっても人員の確保が難しく、財政面でもこの時期では困難である。本自治体は、合併をしないため、行財政計画を計画中のため
- ・ どちらにしても、窓口は町村である
- ・ これからますます自治体の財政が厳しくなる一方で、人件費の削減に向けて職員数を減らす方向で改革が進んでおり、個々の仕事の範囲が増えることが予想され、相談にたずさわる職員が望める状況にないため
- ・ 市の財源は限られているし、専門家の養成は困難である。むしろ、児童相談所の機能を充実してこまめに対応してほしい
- ・ 時期的なことが一番問題だが、諸質問事項にあるように、現段階では対応する人等を含めて十分でない
- ・ 専門性の高い人材の確保が困難
- ・ 専任化の体制確立が困難
- ・ 市町村の有する権限等には限りがある
- ・ 相談支援活動についての専門性の不足
- ・ 住民に近いところの市町が相談を行うことは良いと思うが、市町の相談支援体制がまだ十分整備されていないので、早急に行うことはどちらかといえば反対
- ・ 市町村へ委譲された場合、相談に対応できる体制づくりが問題。公務員もリストラの方向にある時代、専門的な知識を持った者（複数）を配置できるようであれば、住民は身近な市町村が一番いいわけだから賛成したい
- ・ 対応する職員、専門職が不足のため
- ・ 委譲されても、財源や対応する職員の配置に差が出る（負担となる）
- ・ 仕事の過重で手抜きが起こり、重大なミスを招く可能性がある
- ・ 本自治体では子どもの発達相談や子育て相談を実施しているが、専門スタッフの確保が難しい
- ・ 各々の問題に適切な施設において対応ができる
- ・ 広域で対応することで相談者のプライバシーが守られる
- ・ 相談支援は必要であるが、相談支援に対応できる専門的な人材を確保することが大変であり、財源の問題もある
- ・ 今まで経験のない事務に関して、十分な準備期間のないまま委譲されても対応できない
- ・ 専門員および財源の不足
- ・ 専門的知識をもつ職員がおらず、専門性に欠けるため。また、小規模な自治体においては、複数の業務をかけもちで行っているため、人員配置等の配慮がなければ対応できない
- ・ 対応する職員の数が不足している
- ・ 専門的知識がない
- ・ 財源の裏づけがない

- ・ 専門性の向上
- ・ 本自治体においては、自治体内に児童相談所が所在しており、住民にとって混乱するおそれがあり、また、人材の確保が難しいため
- ・ 市町村で対応できるだけの専門スタッフと財源がないため
- ・ 虐待等はひとつ間違えば重大な結果を招くおそれがある。軽度なケース、重大なケースなど見極めは非常に困難である
- ・ 非行に関するケースは今までの経験がない
- ・ 委譲されて十分対応できる、体力のある自治体ばかりではない
- ・ 福祉のみならず、国→都道府県→市町村とすべての事務が流れてきている。市町村は職員も増やせず、財源もないので、対応が十分にできない
- ・ 市町村へ移行する分、国や県から市町村へ職員を派遣し、取り組むべき
- ・ 新しい制度ができて、現状今日では表面（条例改正）的にしか対応できない
- ・ 支援体制（人員体制）が整備されていないため
- ・ 人材、財源不足
- ・ 財源がともなっていない
- ・ 地域の実情に合った、きめ細かい相談支援を実現できると考えられる。分権化そのものに反対ではないが、専門職を配置するための財政的な裏づけがないまま、委譲されても十分な相談支援業務はできないため
- ・ 委譲される以前から相談には応じている
- ・ 小さい自治体では、心理判定員のような専門職員を抱える財政的余裕はない
- ・ 対応がまだ不十分なため
- ・ 単独では対応できない
- ・ 人員不足で対応できない、対応していると現在の業務が残るのでサービス残業になる（財源不足でも、国は面倒を見てくれない）
- ・ 仕方がないかもしれないが、今以上に仕事が増えると十分な福祉ができにくくなる
- ・ 人員増が難しい
- ・ 緊迫した財源のなかで、専門的にかかわる人員も確保できない
- ・ 専門職がない、マンパワー不足
- ・ 医療機関が近くにない
- ・ 委譲されても、人材が乏しく対応できない心配がある
- ・ 事務量の増加
- ・ 人員不足で担当業務が多く、対応できない
- ・ 多くの事業が市町村に委譲されてきており、市町村では相談に対応できる人が不足している（専門性も）。都道府県で相談専門の機関を県下につくって対応してほしい
- ・ 相談業務に対応できる、専門性を持った人材確保が難しい
- ・ この分野だけでなく、他の業務も市町村へ委譲されており、対応が困難である

- ・ 心理職が不在であり、対応困難事例時の支援機関や体制が確実なものでなければ不安である
- ・ 市で実施するには専門性が高すぎる
- ・ 財源を含め対応する組織体制を確立するのに、問題が多すぎる
- ・ 現状の職員で対応するには限界があり、専門的職員を配置させるためには財政面での支援が必要
- ・ 専門的知識を有する人材を確保することが難しい
- ・ 市町村には、専門的に活動できる人がいないため（保健師、看護師、保育士→障害児の保育の経験なし、またそれ以外の専門職がない。また、他業務と兼任しているため、専門的に児童福祉のみにかかわれない）
- ・ 児童の相談に応じられる専門性をもった職員がいないし、小さな市町村では確保が困難。ケースも少ないため人員確保はできない。県における相談所の拡大をはかり、市町村の要請に応じ、即対応していただきたい
- ・ 県や国の言うとおりの体制づくりは財政上無理
- ・ 財源、専門的知識を有する人材の確保はできない
- ・ 「委譲」「分権」の名のもとに、市町村に事務がおろされているが、人的配置はされない。市町村の対応には限界がある。また市町村職員には専門的知識がない（必ずしも専門職が配属されない）
- ・ 次世代育成は、少子化傾向のなかで、国の重要施策であり、市町村のみならず、国・県の関与が必要
- ・ 人口の少ない小さな自治体では、専門的知識をもつ人材の確保や相談内容に応じた対応ができるとは言いがたい。全国の市町村を一律に見ることは誤りと思っている
- ・ 必要であるが財源が非常に厳しい
- ・ 専門知識を有する人員の確保が必ずしもすべての市町村でできるとは考えにくい
- ・ 専門職がないため、ニーズに対応する体制が整備できない
- ・ 専門性、人員、財源が確保されないまま委譲が進められているため
- ・ 財源が確保されなければ相談支援に対応できる専門員が確保できない
- ・ 専門職（心理判定員・精神保健福祉士等）の採用が難しい
- ・ 対応できる人材が確保できない
- ・ 児童相談所の相談機能が飽和状態であるために、市町村への相談業務委譲があることは理解できるが、もともと相談業務は「一部」のように線引きできるものではない。ひとつのケースでも幅の広い問題が隠れている場合がある。専門的な対応が必要かどうかの判断が市町村にまかされるということは、そのためのハード面・ソフト面の資源・財源があるかというところではない状況であり、結果として住民へのサービス低下になると思われる。また、児童相談所とのケースの押し付け合いになることも予想される
- ・ マンパワーの確保が問題

- ・ 今までのとおりでよい
- ・ 相談に対応する専門職員がいない
- ・ 現段階において、係内では老人から子どもの多岐にわたる相談で手いっぱい状態であるのに、これ以上専門性を求められる相談が増えてきては対応できない
- ・ 人材の不足
- ・ 専門的知識をもっている人が少ない
- ・ 財源の確保が難しい
- ・ 委譲にかかわる財源の確保ができていない
- ・ 地域に根ざした相談業務が充実可能となりうるが、今の現状では困難だと感じる
- ・ 財源の確保もなく、対応できる職員数ではない
- ・ 専門職員の配置、対応スキルの習得など、市町村の体制が整う前に、性急に委譲が進んでいるため
- ・ 特に町村では、ひとりの者がもつ仕事の範囲が広く、児童相談に応じる専門性が欠ける。行政改革のなかで、その任務をも課せられることになると、対処方法などに問題を生じることになる。特に判定業務等をする職員もいないし、ケースも少ない。そのための人員確保は非常に困難である
- ・ 子どもの福祉に関する相談の領域が曖昧になったように感じる
- ・ 人手不足
- ・ 専門性が不足している
- ・ 高度専門性、経験を有する
- ・ 住民にとっては、地域実情の把握や利便性の面から各自治体へ総合的かつ専門的な総合窓口等の設置が望ましいが、中小自治体においては、大規模自治体と比べ、設置にともなう新規事業への財源、専門知識を有する人材等の確保が困難な状況にあるため。
- ・ 専門性のある適正な人員と人数の確保が懸念される
- ・ 小規模自治体においては、児童福祉司、心理判定等の専門職の人的配置が容易でないことから
- ・ より高い専門性を求められるため、広域的に相談をおこなう方が効果があると思われるから
- ・ 小さい規模の自治体では、専門的な知識をもった人材を常時配置することが難しい。
- ・ 専門性の高いもの、専門性を要するものについては、市レベルで対応しきれないものがある。また人的配置、財源など課題が多い
- ・ 相談に対応する人的配置が現状では不可能
- ・ 財政的に圧迫される
- ・ それぞれのケースにすべて対応するわけにはいかない。市町村で受けるようになれば、苦情窓口化してしまう
- ・ 財源、人手不足のため

- ・ 職員の知識等、専門性がない
- ・ 人材がない
- ・ 財源がない。
- ・ 専門的な人がいない
- ・ 相談支援にかかわる専門職員が不足している。福祉担当の職員がひとりで複数の事務分担も受けもっている
- ・ 専門性が高くなるため、対応しきれないのではないか
- ・ これ以上事務委譲されても、対応する人員がない
- ・ 市町村の相談業務の範囲と児童相談所の相談業務の範囲が明らかではない。従来より教育委員会、福祉事務所（家庭児童相談室）では、子どもの福祉に関する一般的相談は受けている。市町村の児童相談に関する範囲の拡大がどこまでなのか、明確でない。受け入れ体制の整備のないまま、市町村への委譲が先行されても実態がともなわないのではないか
- ・ 人員・財源ともに不足している
- ・ 人材不足および専門の職員の確保が難しいため
- ・ 専門性をもった人員と、財源を確保、維持するのは困難
- ・ 専門性が低く、また人材確保が困難
- ・ 窓口が身近になり、相談しやすいと考える方もあると思うが、町レベルの規模では、私的にクライアントが町の職員と面識があることも多く、逆に相談しにくい状況となってしまう可能性もある。特に、重度障害、虐待、非行等のプライバシー保護が必要な事例については、県レベルでの対応が適切か、もしくはクライアントが選択できると良い
- ・ 軽度と重度の判断が市町村に委ねられているため、潜在化する問題を見極められるのか不安
- ・ 人材不足
- ・ 財源不足
- ・ 専門の知識をもった人材の確保がない（難しい）
- ・ 市町村の人員では専門的な対応が困難であるため
- ・ より身近な市町村で行うことは、現状を把握しやすいと思うが、市町村の職員に十分な専門的知識がない等の理由で十分な対応ができない
- ・ 児童福祉に対する相談対応は、自治体の住民の福祉向上の立場から、現在でも対応している。これは今後も変わらない
- ・ 必要なのは専門的対応であり、これは、児童相談所が担うのが適当である。この機能強化のためには、児童相談所に人的にも予算的にも拡充することで対応すべきだと思われる
- ・ 本自治体の人員配置では、委譲されても対応が難しい。
- ・ 業務量の増加に比べて、対象者へのメリットに乏しいと考える

- ・ 児童相談所等の機関を新たにつくらなくてはいけないので、専門の相談員が必要。田舎の自治体になるので、相談件数等の数を考えると、メリットがあるのかが分からないので反対
- ・ 委譲されることによって、身近な行政が迅速に市民とかかわりやすくなる反面、専門性が要求される相談員の確保が難しい
- ・ 規模の問題で、対応に専門性を発揮するだけのスタッフがない点
- ・ 市町村の負担が増加するわりに、市民のメリットは少ない。
- ・ あらゆる児童福祉についての相談をうける職員に専門性がないため、適切な判断ができず、緊急を要した場合等、反対に相手に不安を与えてしまうことになると考えられる。また、専門的知識のある職員を採用する財源もない
- ・ 人材不足、体制不備
- ・ 本自治体は人口も少なく、また、施設がなく、専門職もないことから、難しいと思う
- ・ 専門職を要するため、難しい面がある
- ・ 本自治体では、人を増すことは、財源不足等の理由から単独で行うことは難しい
- ・ 権限・事務量も多くなるので、国・県の財源と人的な面も考えてもらいたい
- ・ 相談体制を整備できない
- ・ 業務内容が不透明
- ・ もし設置しても、山間町村部では、人材、財政両面が不足していて事例の数に対するメリットが少ないため
- ・ 人的要員が確保されない
- ・ 子どもの福祉に関する相談だけではなく、さまざまな事務の委譲があるが、小さな自治体では専門的な人材を確保することが難しく、他の業務との兼務になりがちである
- ・ 財源・対応人数不足
- ・ 財源の確保が困難
- ・ 児童相談専門での採用が行われておらず、体制が整わない現状
- ・ 人員配置の問題がある
- ・ 人員・人件費
- ・ 専門性を高めていかなければならないが、市町村は住民全体（子どもからお年寄りまで）が対象であり、雑多な仕事のなかで難しい（本当の意味での専門性が低い）
- ・ 専門の人を雇う財源もない
- ・ 専門的な人材がないこと
- ・ 財源不足（予算化されない）
- ・ 対応する人材の確保が困難
- ・ 財源不足により運営等が大変である
- ・ 今問題となっている児童虐待に関しては、児童相談所の児童福祉司の数が少ないことをまず何とかすべきではないかと考えている。これは現行の配置基準からして見直し、そ

のうえで市町村へ分権するのであれば賛成と考える

- ・ 専門性を兼ね備えた人員がない。財源が乏しい
- ・ 余裕のある職員配置ができないため
- ・ 十分な準備期間も研修も補助金もなく、ただ窓口は市町村へと決められても、本当に困るのは住民だと思われる
- ・ 児童虐待の問題は早期解決が急がれるにもかかわらず、複雑難解な問題がほとんどなはずである。事務作業しかやれない職員にケースワーク的なこと（専門的な事例は児童相談所というが、最初は役場にくるはず。その専門的か否かの線引きも難しくないか）がやれるのか不安
- ・ 専門の職員がないので、体制づくりが必要になってくる
- ・ 地域で把握しやすい反面、相談体制に苦慮することがある
- ・ 交付金が減って、人の補充もできない状況で仕事だけ委譲されるのは疑問
- ・ 業務多忙で住民のニーズに適切な対応ができるか不安
- ・ 相談の一部が委譲されても、対応する人数の増加は考えられないため。現行のまま委譲されても十分な対応ができない
- ・ 専門家の確保が大変困難で（こちらの希望どおり聞いていただけない状況）県が中心となり、今まで以上に対応してほしい（県の対応が不十分なところがあり、今でも本自治体に対応することが多いので）
- ・ 市町村には専門的職員が不足しており、施設等もなく、対応に十分な体制がとれていない
- ・ より専門性の高い相談は都道府県でおこなうなど、相談レベルに応じた対応が必要
- ・ 児童福祉に限らず、いろいろな事務が委譲されつつあるが、市町村の現場においては、人、財源ともに不足し、また、専門性を高める余裕もなくなっている。市町村の体制整備が先であり、結果的に住民に十分なサービスがはかれなれないと思われる
- ・ 人的・財源的に大変
- ・ 専門知識をもつ職員がない
- ・ 対応する人員不足
- ・ 専門職の不足
- ・ 相談支援に対応できる専門職を必要とするが、市町村独自の配置は困難をともなう
- ・ 応対者の人数不足（限度がある）
- ・ 予算化しようにも財源不足で思うようなことができないのではないか
- ・ 専門的人員の配置が困難
- ・ 人材と財源不足
- ・ 児童福祉司の有資格者の配属が難しく、一般行政職の職員では専門性に欠け対応に限界があると思われる
- ・ 人材不足、財源不足

- ・ 法案では、具体的にどのような相談を委譲するのがあいまいだから
- ・ 財源として一般財源では不足である
- ・ 専門性をもつ人材不足と機関の不足
- ・ 現体制ではできない（人員等）
- ・ 専門性を高めるためには、人員も少なく、兼務も多いため、分権となっても困る。ニーズではこれから必要になってくるとは思っている
- ・ 専門性を高めるための財源がない
- ・ 市町村には専門職員が確保できないため
- ・ 児童相談所と市町村の役割分担がスムーズに機能するか不明であること。また、県（児童相談所）が市町村へ適切な援助をおこなえるか疑問である
- ・ 権限が必要なものや、施設が必要なものについては、対応が難しいため
- ・ 人材が不足しているため
- ・ 市町村での人材不足
- ・ 市町での人材が十分でないから（臨床心理士等の専門職配置が不十分だから）
- ・ 小さな自治体では専門職の確保が困難
- ・ 財政難による人員不足により、仕事量が増えるのは厳しい
- ・ 人材（相談担当専任者・専門者）の確保が難しい。現在の状況ではいろいろな業務との兼務は困難と思われる
- ・ 市町村に委譲する項目が増えて本来の業務が手薄になる
- ・ 小さな自治体において、専門的な相談体制をとれるほどの人的余力がない
- ・ プライバシー保護の面から、相談者との信頼関係をつくるのに時間がかかると考えられる
- ・ 財政的な問題
- ・ 専門性の確保
- ・ 専門的知識のある職員がいない
- ・ 児童福祉法第 21 条「立入調査」や同法第 33 条「一時保護」などの職権が市町村にないため、業務に限界がある
- ・ 人件費等、予算計上が困難なため
- ・ 第三者的な立ち入りがしにくい、実態調査においてすでに顔が知られていることは調査する側に不利
- ・ 人材不足。高度の専門性が必要である
- ・ 小さな自治体だと対応できない
- ・ 小さな自治体では、その事例も少なくノウハウも乏しい。関係機関の連携が必要不可欠。きわめて専門性の高い機関における相談者への情報提供等を相談者は望むのではないかと思う
- ・ 子どもの福祉に関する相談業務については、専門性が必要であるが、心理職などの専門

職については市町村での採用は困難であるため

- ・ 身近すぎて、相談しにくい面がある。知らない人に安心して相談したいのではないか
- ・ 専門性や人的な不足
- ・ 専門的な人材を確保するのが難しい
- ・ 専門的な知識がないため、ケース発生時、適切な指導ができるか不安
- ・ 地域的な事情から児童福祉行政の中核である児童相談所がなく児童の一時保護をおこなう業務、児童、保護者に対する調査、診断・判定業務が不可能である
- ・ 対応する人材がない
- ・ 専門知識を持つものがないところに相談に来られても困るし、相談する側も不安だと思う。何でも市町村へ業務をまかせてしまうというのはいかがなものかと思う。絶対反対
- ・ 市町村へうつるとなると、それなりの専門職も必要となると思われるが、人材がない。
- ・ 十分な財源、人的資源が確保されていない
- ・ 各市町村へ委譲されても、専門的な知識等を有する職員がない
- ・ 専門スタッフを確保する余裕がない（機関の設置や財源等）
- ・ 市町村においては担当者が専門職として採用でないところがほとんどのため、資格要件や専門分野において、負いきれない面が必ず出てくると思われるため
- ・ 専門職を配置することが難しい
- ・ 財政難等により職員が増えないなか、県からの委譲が増えていて対応しきれない
- ・ 合併を平成 17 年 4 月にするので、この時期に委譲は厳しいと考えるため（人事異動など）
- ・ 県が主体性を持つ方が良いのではないか。現状のままでの委譲であれば、財源の確保が困難なため
- ・ 市町村で対応することには限界があると考えられる
- ・ 専門性に欠けるから
- ・ 相談支援に対応する人および財源が不足している。また、対応できる専門的知識をもっている人がいない
- ・ 人件費（専門員の配置が必要）
- ・ 対応する職員の数少なく無理
- ・ 限られた職員での対応となるため、適切な対応がとれない。ケースは複雑化しており、担当者の研修も必要となり、体制を整えるのに時間が必要
- ・ 町については、専門性もなく財源も不足している。素人で町の子どものためという思いだけで相談業務をしているのは限界がある。児童相談所はまったく相手ができず、問題が山積みしているなかで、市町村への役割や分担が明確化していない。現段階で委譲するのは言語道断。国・都道府県は次世代について真剣に取り組んでほしい
- ・ 対応できる専門職がおらず、現在での事務量が多く手いっぱいのため

- ・ 結局は事件が起きた時の責任を、県ではなく市町村に転嫁しているのではないか。小さな市町村では、担当職員に専門性をもたせるのは困難だし、専門性がないのに相談を受けるのは難しい内容も多い
- ・ 小さな自治体では、十分な相談体制の整備は難しい。市町村格差が広がる
- ・ 相談者の数が多いため、家庭訪問、見守りについて十分にできないのではと不安に思っている
- ・ 緊急性があるかどうかのみきわめ方法等の研修がほしい
- ・ 立入調査（通告があっても）の権限がないので、仕事が中途半端になるのではないか。
- ・ 権限委譲とは言いながら、財源、人的配置については担保がなく、実質的な押しつけだから
- ・ 児童相談所については専門性を持つ機関であることから、施設を増やすとか職員を増やすとかで相談対応を強化すべきである
- ・ 虐待相談など市町村が一義的な窓口となるが、人件費等の財源あるいは県からの人材派遣などをともなった委譲でないと、市町村の一般財源のもちだしが増えるだけなので反対と考える
- ・ 組織が不十分
- ・ 地域で一番身近な市町村で受けることは望ましいが、それにあたる人の配置や専門性を高めるなど十分におこなえていない状態で委譲するのは時期尚早である
- ・ 専門的知識をもった職員の確保や、財源問題などクリアする課題がある
- ・ 財源・マンパワー、すべて不足しているため
- ・ 専門職が必要となってくると思われるが、小さな自治体では対応できない
- ・ 専門性やさまざまなケースへの対応が市町村ではやりにくく、判断しづらい
- ・ ニーズに対してなかなか対応できない、ただそれに対する専門職の確保が困難と思われる
- ・ 専門的な人材の確保ができない。財源不足で、人材を確保してもらいたくてもできない。小さな自治体ではニーズ量（相談量）に関しては子育てだけではなく、高齢者、障害者等々、全部の相談者に対してひとり程度で対応可能と思われるが、補助事業等でそれぞれ分かれていて当てはめることができないのが現状である
- ・ 準備期間も短く、十分な権限、施設もないまま、市に委譲した場合に、人的・物的に対応ができないと考えられ、サービスの低下につながる可能性がある
- ・ 各市町村には、児童福祉司等の専門職がおらず、対応が困難。専任者等の雇用は財政面からも厳しい状況であり、県レベルでの人員確保による拡充が必要と思われる。
- ・ 相談内容が多様化している。対応する職員などの減少などにより、ますます細かい相談対応が不可能となる
- ・ 住民にとって身近な市町村で、相談を受けることは賛成だが、そのための人員確保に要する費用の補助がない

- ・ 児童相談所と市町村との役割分担が明確でない
- ・ 県から市町村へ委譲すれば良いというものではないと思う
- ・ 専門的な職員がいない
- ・ 中央省庁は1つの仕事しか担当していないが、末端の町村は児童、障害、医療等いくつも担当しているので、内容の点検ができにくい
- ・ 人材不足により対応できない
- ・ 専門職員の確保ができない
- ・ 現在の人員配置では専門性を持った人を配置することは難しいと思われる
- ・ 財源がともなわないと運営が苦しい
- ・ 人材がいない。研修する場所や機会、時間がない
- ・ 市町村への受け入れ態勢に差がある
- ・ 相談の一部とはいわれているが、役割分担に関する明確な検討がされないまま、法改正が実施されたことから、各部署で混乱が見られるため

#### (11)分権化に必要な社会的対応:その他

- ・ 人員の確保については、市町村合併により人員削減をしようとしているなかで難しい。予算の確保については、各市町村は赤字再建団体になるような状況のなかで、行財政計画を計画していると思われる
- ・ 市町村において、専門家、専任化の体制を義務付ける具体的内容まで含んだ法の定めと補助金がないと、現実、兼任事務員による対応と身分が不安定な相談員の配置の状況(多くの自治体はそうである)では十分な対応は難しい
- ・ 余裕ある職員の配置ではなく、必要な職員の配置が必要
- ・ 相談支援が現状で十分対応できているため
- ・ アドバイザー等の人材確保および適切な配置
- ・ 中途半端な分権にしないため、児童福祉法の改正の中に市町村業務の位置づけを、専門職(児童福祉司、心理士等)も含めて明記すること。これが整備されないと財政難の各自治体は、政策、財政担当課にまったく理解されない。法的な義務付けと、それにとともなう国の財源保障。母子寡婦福祉法の改正もまったく同様
- ・ 人材(専門)
- ・ 相談、支援には強力な行使力が必要。行使できる権利を持たないのでは、分権化などやる意味がない。また、権力の行使は、国という後ろ盾があるからできる。それは市町村職員の出る幕ではなく、国の特別任務としておこなうべきである。つまり、権限委譲は目的なしの施策

#### (12)地域の相談支援機関との連携でうまくいっている点

- ・ 児童相談所との定期会議およびケース検討関係会議開催により、虐待ケース処理をして

いる

- ・ 当保健福祉センター内に、児童相談所や医療機関と即、連絡の取れる保健係と、福祉関係の担当等にすぐ対応できる福祉係と、子育て学習センターや児童館業務などが常設しているため、常に連絡を取り合い、ともにケース検討等にあたれる体制ができている
- ・ 「子どもの相談担当者連絡会」を子ども家庭支援センター、保健所を含め、年7～8回定期開催し、情報交換、研修活動を実施している
- ・ 自治体内で子育てにかかわる関係者が集い、交流を深めることで、子どもの健やかな成長を見守り支援するという目的で「子育て連絡協議会」を立ち上げ定期的に活動している
- ・ 福祉と保健の連携として療育センターを中心に行われて実績・効果が見られる
- ・ 主に虐待ケースについて、各関係機関の実務者レベルでの検討会議の開催等の連携はスムーズに実施されている
- ・ 子どもと家庭の問題に対応するところが家庭児童相談室と周知されているので、情報が得やすい
- ・ 正規の相談機関は設置していないが、民生委員による対応により、対策・情報収集ができている
- ・ 子育てにかかわっている機関がオープンで連携が取れている
- ・ 一人の子の成長を継続して支援していける（誕生から就学まで）
- ・ 保健所、保健センター、家庭児童担当者が毎月1回定例で連絡会を実施し、個別の対応方法について共通理解をもち、協力して相談指導にあたっている
- ・ 関係相談支援機関（すべての機関ではないが）の相談担当者が定期的集まり、情報交換等を行っている
- ・ 担当者レベルでは、個別ケース検討会等必要に応じて随時開催できている
- ・ 児童虐待防止連絡協議会や早期療育推進協議会への参加
- ・ 児童相談所巡回相談等の紹介や担当職員の同席（相談者の同意のもと）
- ・ ケースに関する状況把握
- ・ 虐待のおそれのあるケースに関する情報交換、場合によっては通報（最近、色々なケースを通じ、学校との連携も密接になっていると思う）
- ・ 小さな自治体のため、自治体内での対応・連携はうまくいっている
- ・ 小さな自治体であるため、担当者同士の連携は比較的密接である
- ・ 年に2回程度子育て支援の関係機関で連絡会を開催し、情報交換を行っている。連絡会以外でも、通常業務のなかで、協力体制の取れる部分（本業）で協力し合っている
- ・ 随時電話相談ができ、必要時、来所してくれる
- ・ 自治体内にある総合病院より問題児童の情報などを連携していただいている
- ・ 役場や学校、各協議会で情報交換を行っている
- ・ 平成15年1月に児童虐待防止連絡会議を設置。平成16年4月に子育て支援総合コーデ

イネート事業開始。子育て支援総合コーディネーター事業連絡調整会議を設置

- ・ 関係機関の連携のための会議を開催し、共通認識を持って支援目標を定め、役割分担し、かかわるようにしている
- ・ 対応方法として、関係機関と一緒に行動すること
- ・ 平成 16 年度、虐待防止ネットワークを立ち上げ、ケースに関する定期的な連絡会をおこない、本自治体内、県（保健所、児童相談所）の機関との連携をはかっている。
- ・ 細かいことも、密に連絡をとり、調整している
- ・ 相談ケースにより、継続して状況をみていかなければならない場合や、関係機関の協議が必要な場合は、会議を招集し、対応を協議している
- ・ 子育て支援センター、子育てボランティアの会、教育委員会、健康管理課の 4 ヶ所の連携をスクエア（四角形）という形でとっている。月 1 回定期会議をおこない、情報交換や行事をもって子育ての相談を受けている
- ・ 児童（特に乳幼児）にかかわる福祉、保健、教育分野のネットワーク会議が年 3～4 回開催され、関係機関との連携ができています
- ・ 相互に連絡を密に取り合っているので対応がしやすい
- ・ 子ども・女性支援ネットワークを設置し、児童虐待対応について、各関係機関団体が連携を図りながら支援を進めている
- ・ 虐待においては、ネットワーク協議会が設置されているため、情報の共有や連携が図られている
- ・ 関係諸機関との情報交換
- ・ 保健センターと福祉課が同一住所地にあるので、連絡が容易である
- ・ 虐待防止ネットワークに位置づけられた個別ケース検討会議（年間約 25 回開催）や虐待以外の個別ケース検討会議（年間約 10 回開催）は大変有意義である。
- ・ 今年度より、子どもにかかわる相談機関ネットワーク会議を開催することにした。
- ・ 行政の呼びかけで年 1 回ではあるが、関係者会議が開催され情報交換等によりお互い連携、対応の強化の場となっている
- ・ ネットワークを立ち上げてから、やはりうまくいっている。もっと深く学習の場をつくり、資質向上をはかりたい
- ・ 小さい自治体なので、電話一本で連携がとれる
- ・ ネットワークにより関係機関の連絡および調整がスムーズに行われている
- ・ 本自治体では、相談支援の中心的な機関として、子ども家庭支援センターがあり、地域の相談支援機関で対応しきれない問題については子ども家庭支援センターに連絡が入り、専門相談員を派遣するなどして対応している
- ・ 福祉、保健、教育を軸に、実務者を中心としたネットワークを整備しつつある
- ・ 支援の必要なケースについて、連携をとりながら役割分担のもと、ケースの支援を行っている点

- たとえば、家庭児童相談室で相談を受けた場合、子どもの保健や療育に関する支援が必要であれば、保健センターや保健所に連絡し、訪問指導や相談支援をお願いしている
- 子育て支援センターを開設し、子どもと家庭が抱える問題に対し、十分な相談体制を整備した
- 小さい自治体なので、わりと小回りがきく
- 情報の早期連絡
- 民生委員、主任児童委員、保健師、学校など地域全体で連携（情報、発信）が取れている
- 人が少ないので情報の共有が容易である
- 少年育成センター、適応教室、民生委員（長・副）、主任児童委員、家庭児童相談室、福祉事務所担当課による児童問題連絡会を年3回実施
- 保健センターと家庭児童相談室、また、教育委員会と家庭児童相談室の密な連携
- 主任児童委員と家庭児童相談室の密な連携
- 家庭児童相談員の療育事業への参加
- 福祉担当係と保育担当係が同じ課内にあるため、各園の状況把握や、保育士の所見等、情報を収集しやすい
- 常時関係部署と連携をとっている
- これまで虐待などの発見、特に警察、学校等そして役所関係機関によりケース会議を開き、情報共有を行ってきたが、平成16年度より児童虐待防止協議会が設置されたため、児童福祉等の関係機関をとおし、より互いの情報を交換し合える場を構築していくことが可能となった
- 保育園、幼稚園を保健師がまわり（年1回くらい）気になる子がないか保育士と連携をとっている
- 児童・生徒問題連絡会において、児童福祉に関係する各機関が集まり、問題行動のある子どもについてサポートチームを組み、毎月1回サポート会議を開き、情報交換、ケース検討等を行っている
- 相談支援機関が同じ役場の出先で役場職員なので、連携がとりやすい。今までも、福祉と教育部門等で何回かケース会議をおこなっている
- 乳幼児健診の際、精密検査を要すると判断された場合、心理士や相談専門員等が来庁し、検査するため、対象児への支援は良い
- 保健センター等関係機関との連携
- 情報交換がうまくいっている
- 定期的な会議・研修会の開催
- 個別のケースがあがった場合、電話や会って相談し合う（こまめに連絡をとりあう）
- 小さい自治体のため、各機関の顔が見える連携ができている。日常的にネットワーク会議で、各機関の役割、機能を明確にし、連携の必要性等を確認している。

- ・ 児童相談所とは、さまざまな連携のための会議をもつなど、ある程度うまくいっている
- ・ 子育て不安の人の相談を受け、子育て支援センターにつなぐ。その後、地域子育てサークルへの参加につながった
- ・ DV相談を受け、困難な事例だったため、保健所、保健センターとの連携、アドバイスをいただく
- ・ 人口が少ない小さな自治体なので、子どもの実態はよく把握している
- ・ 虐待予防ネットワークを構築した。下部会議としてのケース検討会（各ケースごとの具体的支援策を検討）、中部会議としての連絡会（保健所、児童相談所、支庁、教育委員会、保育園等）を月1回開催（自治体内の現況やその支援方法・予防法を検討）、上部会議として各機関のトップが年に1回集まり研修会をする
- ・ 児童相談所、健康管理センター、子育て支援センター等は、直接会って話をする機会が多いので、その後、電話やメールでの連携がとりやすい
- ・ 児童虐待、DV等へのネットワーク会議を設置し、情報交換等をおこなっている。
- ・ 児童相談所、保健センターとの連携
- ・ 保健所の乳幼児健診等で児童虐待のおそれのある場合などは、子ども未来センターと連携して相談や訪問指導をおこなっている
- ・ 家庭児童相談室が設置されて長いので、他機関との連携を積み重ねてきており、スムーズに連携できていると考えられる。これまで大切にしてきたことは、「ケースへの共通理解を深める」「他の機関への理解を深め、各機関の役割を明確にする」ことである。
- ・ 情報の共有化ができています
- ・ 子育て支援センターが子育て家庭への支援体制の中核的役割をにない、常に関係機関の担当者が顔をあわせる場として有効である
- ・ 児童虐待防止ネットワーク協議会において、ケース検討会議・情報交換等を実施している
- ・ 児童虐待防止ネットワーク会議は、迅速な連携がとれる点で助かっている
- ・ ケースごとに支援機関との連携をとってきているので、現在は比較的スムーズに相談支援機関との連携はおこなわれていると思う
- ・ 保育所、子育て学習センター、子育て支援センターとの連携はうまくいっている。学校等も地域の人たちとのかかわりが深い学習がとり入れられている
- ・ 月1回児童福祉司と個別ケースの情報交換をおこなっている
- ・ 地域子育て支援センターとの連携がうまくいって、相互に役割を果たすことができていると考える
- ・ 虐待のネットワーク会議設立後、保健センター、教育センター、児童相談所との連携がよりスムーズになってきている
- ・ 虐待、養育等の支援についてのネットワーク会議を必要に応じて開いているので、関係機関との連携はうまくいっている。積み重ねが重要と思っている

- ・ 子ども虐待のネットワークミーティング（代表者：個別ケースの関係機関）があり、相談支援機関との連携がとれている。また、本自治体の虐待相談の窓口として、子ども虐待予防相談センター（YCAP）があり、情報の集約がされ、連携がとれている
- ・ 行政内での子どもの相談窓口である4つの課で月に1回事例検討会議を実施している。この会議を実施しているため、ケースが相談支援の目からもれることがない。計画的支援につなげられる
- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所とのケースカンファレンスを毎月1回実施しているため、市が対応に困っている時は、サポートしてもらえる
- ・ 保健センターとの連携（発達相談・虐待など）
- ・ 重度の問題をかかえたケースに遭遇しないためと考える
- ・ 市相談員等（教育相談員、家庭児童相談員、適応教室指導員…）の連絡協議会を月1回定例化し、相談ケースの検討等および研修、情報交換をおこなっている
- ・ 地区相談員等連絡協議会を月1回開き、各市町村の相談員、福祉事務所相談員、婦人相談員、人権相談員、少年補導職員等も一堂に会し、相談ケースの報告・検討等情報交流や研修を深めている
- ・ 緊急時に関係者が集まりやすく、連携がとりやすい
- ・ 必要なときに、保健所からサポートが得られる
- ・ 小規模のため、関係者が直接会って連携がとれる
- ・ 児童福祉担当、保健センター、県振興局、児童相談所による連絡協議会が年数回開催されるとともに、随時連携をはかれるよう連絡調整等につとめている
- ・ 児童虐待防止を目的とした児童虐待防止ネットワーク会議を設置して4年目となり、機関連携が同会議設置前にくらべ進んできた
- ・ 職員間で交流があり連絡がうまくとれる
- ・ 地域の状況を知っているため、適切な対応がとりやすい
- ・ 合併して1年が経過し、福祉事務所を中心とした庁内関係課、児童相談所、警察等関係諸機関との連携体制を確立しつつある
- ・ 現在、月に1回保健所の医師が児童相談および母子保健のケースについて見立てに来庁してくれている。児童相談所で見立ての能力がないので、医師が見立ててくれると、その後のアプローチに大変役に立つ
- ・ 状況に変があった場合、常に迅速に連絡を取り合っており、ケースについての情報を共有化している
- ・ 主任児童委員の定例会（月1回）等の情報交換をしたり、見守りをお願いしている
- ・ 連絡調整会議による連携、情報交換、ケース検討
- ・ 平成12年に設置した子どもの虐待防止連絡会があり、他の機関との連携等はうまくいっている。特に児童相談所とは密に連携を取り合ったり、ケース検討会議を重ねている
- ・ 関係機関をネットワークした組織を構築し、定期会議を開催

- ・ 子育てネットワーク会議等で情報の共有化
- ・ 児童相談所とこまめに連絡をとりあえている
- ・ 児童センター、保育園との連携がとれている
- ・ 相談員が同じ組織内にいるので、問題が生じた時に対応がとりやすい
- ・ 虐待関係の問題については、関係機関（保育園、健康センター、児童相談所等）と密に連絡を取りあって、連携をはかっているため、大変うまく機能している
- ・ 処遇困難なケースをはじめ、適宜、相談や連絡、報告をおこなっており、絶えず連携を保持していること
- ・ 職員研修で児童相談所等を訪問するなど相互理解をはかっていること
- ・ 県からのよりケースワーカーの派遣により、よりきめ細やかな対応ができること
- ・ 専属がいることは、スピーディーな対応、一貫性がもてる
- ・ 本自治体は、平成 14 年 3 月に子ども安心ネットワーク委員会、検討会を設置。各関係機関 15 名の代表者からなるもので、委員会を年間 2～3 回、検討会を 2 ヶ月に 1 回開催。以前と比べ、顔をあわせる機会も多く、温度差はあるものの、警察、児童相談所、学校、保育園、主任児童委員と連携、連絡がとりやすくなっている
- ・ 児童虐待防止協議会
- ・ 社会福祉協議会と一緒にあって、人権相談や心配事相談を専門スタッフで定期的を実施している
- ・ 定期的・臨時的に保健センター、保育所、児童館、学校、子育てインストラクター、住民課、教育委員会等で集まる機会を持っている
- ・ 関係機関とのケース検討会を必要なときに開くことができる
- ・ 情報の伝達と共有がスムーズにおこなえている。そのためケース検討会議の開催目的の設定が容易であり、活発な意見が出る
- ・ 個別ケース検討会議を積極的に開催し、情報の共有、役割分担をおこなっている

### (13) 地域の相談支援機関との連携で問題(課題)だと思ふ点

- ・ 支援グループ自体が自立できていない気がする。すべて役場からの指示で動いているようなところがある
- ・ 警察・学校・病院・民生委員など、地域の各機関の会議は開催されているが、全体的な統合（調整）ができていないので、定期的に情報交換等していく必要がある。
- ・ 連携の際、担当者の力量と見識に負うところが多く、機関内での調整を含めた専門性の向上が必要である
- ・ 福祉・保健・教育の関係機関および都道府県・指定都市と市区町村との連携がはかれるとさらに良い
- ・ ネットワーク会議の常設および定期的な会議の開催
- ・ 援助方針と役割分担等について連携と充実を図る

- ・ 関係機関が定期的集まり、ケースの現況の共有化、方針の見直しをするシステムが必要
- ・ 福祉、学校、保健の各担当部署がそれぞれに地域につながりを持っているが、縦割り行政の弊害で一元化されていない
- ・ 普段から連絡が密に取れていない
- ・ 各機関への個人情報の提供について（プライバシーの問題もあるので、どのような方法で個人の情報を共有するのが良いか）
- ・ 連携のうえで、中心となる部署が決まっていない
- ・ 実際のケースがあればその相談を通じて連携そのものはしやすいと思うが、各機関のとりまとめや、専門機関との調整などを、どこが、どのようにするかが今後の課題になると思う
- ・ どの機関がどのような支援を行っているのか、十分把握していないため、いざというときの連携が十分取れないのではないかと
- ・ 個々人で対応している場合が多いので、その人がいないと対応が難しくなってしまう
- ・ プライバシーの問題（個人情報を共有することになるため）
- ・ 本自治体から都道府県・指定都市へ情報を提供するが、一方通行で対処内容について連絡のないことが多い
- ・ 各機関が情報を抱え込む場合があり、連携をとれないこともある
- ・ 児童相談所の業務多忙と、人員不足により、なかなか電話が繋がらないことや、対応が遅れることがある
- ・ 個人情報取り扱い（守秘義務）
- ・ 関係機関すべてが、母親支援が虐待予防につながるという視点でかかわりたいが、偏見を持たれる方もいて、統一がはかりにくい
- ・ 福祉（児童福祉、障害者福祉）担当者が、一般の事務職員であり、ケースワーカーとしての機能まで求められず、専門職（保健師、保育士等）のみがケース対応から連携システムの構築までおこなっている
- ・ 相談支援体制を強化していくために、必要時だけでなく、日常定期的な情報交換等の場が必要である
- ・ 民間の幼稚園、保育施設は認識にばらつきがあり、協力が得られないことがままあるので、対応が難しい。経営方針、保育方針の関係から啓発も難しい
- ・ 昨今、子どもにかかわる問題の複雑化、深刻化が指摘され、それにともない相談機関に求められる役割も多様化してきているが、相談機関同士の連携は必ずしも十分とはいえず、各機関がそれぞれ個別に対応している場合が多いのが現状である
- ・ 相談件数の増加により迅速に対応できない場合もあるが、増員も簡単にできない
- ・ 中学校との連携がもう少し足りない
- ・ 教育委員会、学校と連携が取りにくい

- ・ スーパーバイザーの確保
- ・ 各機関において業務多忙のため、終始1つのケースについて十分に時間を費やすことができない
- ・ 現在、子ども家庭支援ネットワーク連絡会を立ち上げ、各機関同士のスムーズな連携を目指して児童虐待防止対策マニュアルを作成中だが、各機関におけるそれまでの相談支援体制の違いや守秘義務の問題などで、連携がスムーズにいかない場合がある
- ・ スーパーバイザー的人材の配置・養成ができていない。現状としては、児童相談所にその役割を担ってもらうことになる
- ・ 教育委員会関係の機関と福祉の機関とがスムーズな連携がとれにくい
- ・ 児童虐待防止ネットワークの構築、育児や家庭問題等の相談体制の強化
- ・ 県の児童相談所と地理的に離れているため、緊急に一時保護が必要な場合などの対応が遅れることがある
- ・ ホームページによる支援サービスの情報提供・相談の実施
- ・ 問題とまではいっていないが、各機関の役割分担があいまいとなり、責任の所在が不明確になりがちである。
- ・ 地域のなかでの支援や意識
- ・ 守秘義務（家族のプライバシーを守る）
- ・ 人員が不足しているので対応が大変
- ・ 学校によっては、閉鎖的で、情報の収集、提供がうまくいっていない（校長、園長の方針によるところが大）
- ・ 職員の人数不足、一事例に費やせる時間が少ないため、連携をとる手間を惜しんでしまう
- ・ 連携を依頼する先方が多忙であれば、連携を依頼するのに気がひけてしまう。十分な人員が確保されていれば、そういった問題も減るのではないか
- ・ 事例の内容は個人情報であるので、どこまで話をして良いのか、判断に困る
- ・ 担当者不在の場合の対応としてシステムの構築
- ・ 情報を共有することで支援の統一をはかる（プライバシーの保護を徹底する）
- ・ 現在、専門相談員の配置がされていないので、常に機動的に対処できる体制が整っていない
- ・ 児童相談所のサポート体制（相談員がひとりで対応しているため、すぐに対応できない場合がある）
- ・ それぞれの機関がもっている個人情報の取り扱い
- ・ お互いに守秘義務があるので、ケース会議をおこなっても情報が出にくい。また、専門職もいないのでなかなか解決策が見出せない
- ・ 小さな自治体なので、周囲にすぐ知れるのを嫌がって相談にあまり来られないのが現状である